

陳情第190号	受理年月日	令和2年9月23日
付託委員会	保健福祉委員会	
件名	生活保護受給者の書類提出時等の負担の軽減について	
要旨	<p>生活保護は全ての国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度であり、病気で通院する際などの交通費は移送費として給付される。</p> <p>一方、生活保護受給者は担当職員から、給与明細書のコピーを持ってきてください、医療券を取りに来てくださいなどと指示されることがしばしばある。</p> <p>生活保護受給者には高齢者、障害者も多いことなどから、コピーをすることに慣れていない人も多く、コンビニなどでコピーをすることがとても大変で、ミスすることもあり、その分お金もかかる。</p> <p>福祉事務所に書類などを持参するには交通費がかかるが、その際の交通費については全く給付されない。生活保護受給者の自宅が福祉事務所のすぐ近くの場合はよいが、便利のよい場所に生活保護受給者が住居を借りられることはまれで、中にはバスを乗り継いで、1日3食分の食費に相当する往復1,000円近くの交通費がかかる場合もある。</p> <p>時間もかかる。特に、高齢者になれば普通の人何倍もの時間がかかり、着替えをしてバスに乗っていくことは身体的にも大きな負担となる。</p> <p>現役世代の職員にとってみれば何でもないことと思われるかもしれないが、高齢や障害を持つ生活保護受給者にとっては大きな負担である。</p> <p>コピーは福祉事務所でできないのか。また、交通費を出せないのであれば、負担を軽減してほしい。</p> <p>については、下記のとおり措置していただきたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 書類の提出や医療券の発行などについては、郵送による対応や担当職員が訪問時に持参するなどして、高齢、障害、病弱の生活保護受給者の負担を軽減すること。</p> <p>2 提出書類等のコピーなどで生活保護受給者に費用負担が生じないよ</p>	

(続 く)

うに配慮すること。